慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	地方議会の役職配分 : 委員会構成の規定要因
Sub Title	Post allocations in Japanese local assemblies
Author	築山, 宏樹(Tsukiyama, Hiroki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication	2015
year	
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu :
	Journal of law and political studies). Vol.104, (2015. 3) ,p.33- 57
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	挿表
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara id=AN10086101-20150315-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

地方議会の役職配分 -委員会構成の規定要因

仮 背 説 景 はじめに

築

Щ

宏

樹

五 実証分析 推定方法

四 データと方法

データ

委員会の役職配分の多数主義性

連立与党の影響 多数党の影響

議会運営ルールの影響

一はじめに

が じているのであろうか。 域や時代による特色の違いが存在し(馬渡二○一○、第三章)、また、標準会議規則についても、 研究から明らかにされているように、たとえば、地方議会の正副議長や正副常任委員長の役職配分のパター 地方議会がほぼ同型の会議規則によって議事運営を執行していることも確かのようである。 ○○二、一一一一一四頁)。 もちろん、日本の地方議会の権限・組織・運営は、 目的としたものである。 いる部分が大きく、その多様性には自ずと限界がある。また、実際のところ、標準会議規則を雛形に、 在に代表されるように、全国的に画一的なものとして理解されることが多かった(e.g. 浅野二〇〇四、一六五頁 ; 大森二 ターンは、 ゆえに、 本稿は、 議会ごとの運用実態は異なっている(築山二〇一三)。後述するように、このような地方議会の議事運営の 日本の地方議会の役職配分のメカニズムを、 地方議会の活動や機能にも影響を及ぼすものと考えられるが、それらの相違はいかなる要因によって生 従来の法制度論中心の地方自治研究では、 大規模なデータセットに基づき実証的に明らかにすることを 日本の地方議会の議事運営は、 地方自治法により一律に定められ しかし、 それ自体雛形である 標準会議規則の存 近年の地方政治 日本の大半の ンには地 Ė

特に、 与党の選好に基づいて配分されていることを示す。 の議事運営のうち、 本稿では、一九六七年から二○○六年までの四十七都道府県議会のパネルデータを整備した上で、日本の地方議会 議会の議事運営権の影響と、二元代表制の執政制度の影響を強調し、 各委員会の正副委員長ポストに着目し、 その役職配分のメカニズムを明らかにすることを目指す。 議会内組織の役職が議会の多数党や連立

本稿の構成は以下の通りである。続く第二節では、

日本の地方議会における委員会制度の役割および機能

特に、

四

一二六頁)。審査独立の原則のもと、

る場合には、 数政党の連立によって維持されている場合や、 党の寡占状況が生じやすく、その意味で多数主義的な役職配分を特徴としている。 議会の委員会の正副委員長は、 第五節では、 委員長の議事運営上の権限について概観することで、 にする。 首長の議題設定権に影響を与える与党連立の存立維持のために戦略的に運用されていることが本稿で示される。 本稿の仮説を導出する。 その上で、 比例的な役職配分が行われやすい。 実際に推定を行う。 第三節では、 本会議や委員会の互選により選任されるため、 第四節では、 第六節では、 議会内組織の役職配分に関する地方議会研究および比較議会研究の既存研究を整 それらの仮説を検証するためのデータとその推定方法について概説 小会派に議事運営権への関与を認める議会運営ルー 本稿の結論と課題について述べる。 総じて、 地方議会の委員会の役職配分に着目する本稿の議論の背景を明 地方議会の委員長ポストは、 地方議会において多数派を占める自民 他方、 本稿の議論を先取りすれば、 議事運営権を統制する多数党 地方政府の長が議会内 ルが採用され 地方 7 の 複

一背景

本節では、 日本の地方議会の委員会の役職配分に着目する本稿の議論の背景を明確にする。 日本の地方議会における委員会の役割および機能や、 委員長の議事運営上の権限について概観

る任意機関と位置づけている。 ことができる」として 設置されており、 現行の地方自治法は、「普通地方公共団体の議会は、 議案、 (地方自治法第一〇九条第一項)、これら委員会を、 請願等の実質的な審議は委員会によって行われている実態がある ただし、 現実には、 行政の多様化・高度化に伴って、 条例で、常任委員会、 地方自治法上の必置機関ではなく、 議会運営委員会及び特別委員会を置 ほぼすべての地方議会に委員会 (e.g. 大森二〇〇二、 条例によ <

付託事件について独立に委員会審査を行う一方で、委員会採否が直ちに議会

発言機会を得ることができ、 議決となるわけではない点には注意を要するものの 執行機関から答弁を引き出すことができる委員会組織は、 (八木·小笠原編一九九○、三七五頁)、 地方議員の議会活動にとっ 所管の事項につい て個 莂

て中心的な地位を占める存在であると考えられよう。

部 広範な議事運営権が与えられており、 理・ メカニズムを明らかにすることは、 分のパター 会を得られるなど、 派 もちろん、 との間で政策や請願の取り扱いを協議する機会が多い」ことや「委員会に関係する分野の団体と意見交換」する機 0 道府県議会におけるその準則である標準都道府県議会委員会条例を引くと、 そのような委員会の運営に関する必要事項は、 正副委員長ポストが議会運営や選挙対策上、重要な価値を有するものとみなされているのである。(5) 分極化が、 秩序保持権 ンが、 以上の点については、 委員会の活動量を増加させる可能性が指摘されている (第八条、 地域内の政策的 首長部局に対して一定の政策的影響力を行使しうる可能性がある。その結果、 第二〇条)、 ・選挙的帰結に実質的な影響を及ぼしうるという意味において、 さらなる実証的検討を要するものであるが、 日本の地方議会の機能を理解する上で特別な意義を持つと考えられる。 招集権 実際、既存研究では、常任・特別・法定外委員会の委員長ポストを統制する会 (第一二条)、議事に関して可否同数の場合の決定権 別に条例で定められることとされているが (築山二○一三)。また、 特に、委員長には、 委員会の正副委員長ポスト 正副委員長は、 (同法第一〇九条第九項)、 それら役職配 地方議員らにとっ (第一四条) 委員会の議事整 の 役 などの 「執行 配

三仮説

会研究の既存研究を整理した上で、 本節では、 議 歐会内組 織 本稿の仮説を導出していく。第一に、 具体的には委員会 (committee) の役職配分に関する地方議会研究お 本稿が分析対象とする日本の地方議会内組 よび

をどの党派に分配するのか、

といった具体的な分配ルールについては、

織 程度多様であることが明らかになっている。 職人事をシフトさせる議会が増加している。 接する複数の議会が共有する政治文化が強く関係している可能性がある。 察されるが、 要な知見を要約すると、 県議会の の中央での保守合同が自民独占型の役職人事を急増させた一方、 会派間でポストが分配される「分配型」、 0 没職 そのような類型の出現パターンについていくつかの観察事実を報告している。 基本的に自民独占型、 没職配 人事に関しては、 分が行われる場合が少なくない。 自民党が議会の三分の二以上の議席を占める自民絶対優位型の都道府県でも、 議 長 正 副常任委員長ポストの役職配分を多数会派 馬渡 準分配型の人事類型は、 都道府県議会の正副常任委員長ポストは、 (11010, その中間形態の「準分配型」と都道府県ごとに多様な類型が確認される。 第三章) この先駆的な研究からは、 (三) このような役職配分ルー の包括的な研究が存在する。 議会内の自民議席率が高い自民優位型の都道府県議会でのみ 五五年体制崩壊後の九五年以降には、 (自民党) 都道府県議会の役職人事が実際にはかなりの 自民党がポストを独占する 四 による占有状況の度合いに応じて ル また、 の相違は地域ごとに特色があ 馬渡 正副常任委員長ポストに限って重 歴史的変化でいえば、 (1010)分配型 は、 (あるいは準分 戦 分配型 後 の 五. 都 、と役 五. 道 観 年 配 府

とにあるため、 能 他方、 選ごとに役職人事のパター n 中 である。 たかに応じてさらに細分類されるものであるが、 間形態である準分配型の人事類型は、 そのような都道府県議会の役職配分のメカニズムについては、 まず、 都道府県内の改選ごとの変化については 馬渡 (1000)ンが変化しうることを示している。 の研究上の第一の主眼は都道府県議会ごとの役職人事のパター 「一○回の改選のうち」 このような分類方法そのものが、 主要な説明の対象とはされていない。 また、 (馬渡二〇一〇、七七頁) Ų١ 分配型と一口にい \langle つか の研 究上 同一 何回、 の っても、 削 の 都道府県内に ĺ١ 党派間 自民独占型と分 を指摘することが どの程度 ンを類型化するこ で役職 0 お ポ が て、 分 配 可 配

おそらく議会ごとに色彩が異なるはずである。

明することが難しいものである。 そして、このような都道府県内の役職配分の変化や、 そこで、本稿では、 一九六七年から二○○六年までの四十七都道府県議会の常任・特別・法定外委員会の正 分配ルールの微妙なバリエーションは、「地域性」によって説 副委員

内の多数党による役職の寡占が、どのような状況下において阻害されうるのかという観点から、 タ化することで、 長ポストの分配状況を、(一)改選ごとに、(二)正副委員長ポスト内の有効会派数および会派別議席率によってデー 首長に対する与党連立の拡大、議事運営権に関して小会派に影響力を認める議会運営ルールの存在の三点に着目 地方議会内の役職配分の変化のメカニズムを明らかにすることを試みていく。 多数党の一体性 以下では、 特に議会 の低

□ 多数党の影響

比較議会研究の知見と関連づけながら仮説を導出する。

ば、 うな一党優位の政党配置は多数党の選好に基づく役職配分を促進する要因になると考えられる。 委員会構成に大きな影響を及ぼすことを強調する理論である。この点、本稿が分析対象とする日本の都道府県議会は 会の正副委員長は、 自民党による一党優位の政党システムを持つことを特徴の一つとするが メンバー構成に関して異なる予期が導かれている。このうち、党派理論は、 議会内組織 自律的な委員会制度を特徴とするアメリカ連邦議会研究では、委員会の役割について、 委員会内で常に多数派を形成することができるのであれば、 情報理論 (e.g. Krehbiel 1991)、党派理論(e.g. Cox and McCubbins 1993)などの複数の理論が競合し、委員会の 特に、 本会議での選任と委員での互選の二通りの選出方法により選出されるため、 委員会ポストの役職配分に関しては、 比較議会研究に多くの研究の蓄積が存在する。 委員会ポストを独占することも可能となる。 (曽我・待鳥二〇〇七、 議会の多数派を占める多数党が、 八五―八六頁)、このよ 分配理論 都道府県議会の委員 いずれの場合にも議 (e.g. Shepsle 議会の たとえ

る。

スを付与する多数主義的な 党優位の政党システムのもと、 日本の 地方議会の委員会ポストは、 (majoritarian) 自民党に議席率以上のポストを配分する多数主義的な議事運営を特徴としているこ 役職配分が行われやすいと考えられる。 多数党に議会内での議席率以上の 非比例的な 換言すれば、 (disproportional) 日本の地 方議会は ボーナ

とが予期される。

会派 害することが予期されるのである。 党系の諸会派と連合しつつ役職の獲得を目指す状況などが考えられ、 での過半数 効会派数は増加することになる。 民党の分裂会派間で按分するわけであるから、自民党の会派分裂を反映した計算式では正副委員長ポストに占める有 裂会派間で連合しつつ連合内で役職を比例按分するケース、もう一方は、自民党の分裂会派間で連合を行わない 長などの役員選挙を巡る対立、 央での自民党一党優位体制の制度化は、自民党の地方組織内の対立を潜在化させてきたものの、 スである。 自民党会派の分裂は、 新党創設などを契機として、しばしば自民党会派が議会内で分裂することが知られている 議事運営権を寡占する多数党 それでは、 数は増 の議 前者の場合には、 加することになる。 このような多数党による役職の寡占はいかなる状況下で阻害されるか。 席の維持が不可能になり自民党による役職の寡占が妨げられる状況や、 正副委員長ポストの役職配分に関して大きく二つのケースを生じさせる。 自民党が統一会派であった場合と統制するポストの総数自体は異ならないが、これを自 (二) 知事選挙における自民党候補の一本化の失敗、 つまり、 また、 - 自民党の一体性が低下する場合が考えられる。 ゆえに、 後者の場合には、 いずれのケースにせよ、多数党の分裂は、 第 に、 多数党との関連から、 自民党の分裂会派間で連合を行わない結果として、 この場合にも、 以下のような仮説を導出することができ 中央集権的な行財政制度のもと、 一つの会派による役職 (三)系列にある国会議員による 正副 第一の要因として、 いずれ |委員長ポストに占める有効 (砂原二○一○)。これ かの分裂会派 $\widehat{}$ 一方は、 地方議会の Ó 自民党の まさに当の 寡占を阻 が非自民 5 中 分 0

る。

仮説1

自民党会派が分裂している議会では、

正副委員長ポストを占める有効会派数および小会派の議席率

連立与党の影響

かが中心的な研究課題を形成しているものの、それらの研究に付随して、連立与党が委員会の役職配分において一定 究が著されはじめている (e.g. Carroll 2013)。 連立内閣 立する多党連立 リカ連邦議会とは異なり、 を通じて形成される議会勢力の連立与党化の影響が考えられる。制度化された二大政党制の政党システムを持つアメ 多数党による役職の寡占を阻害する第二の要因として、 連立与党の閣僚を監視する("keep tabs")ためにどのように委員会の委員長ポストを戦略的に配分しているの の閣僚ポストのポートフォリオを主要な分析対象とする研究がその大部分を占めてきたが 近年では多党連立政権下における議会内組織の役職配分-(multiparty coalition) 政権が成立することも珍しくない。従来、 3 | ロッパの議院内閣制・半大統領制の議会では、 $(Carroll\ 2013)^{\circ}$ 閣僚に対する政務次官 執政府・議会関係 (junior minister) 特に、委員会ポストの配分に関する研 複数の政党の連立によって多数派が存 連立政権下の役職配分につい 特に、 ポストの運用と 首長選挙での推薦・支持関係 同 (e.g. Laver and .様に

次回選挙でもその枠組みを継続させる誘因を持つ場合には、委員会のポストを譲歩してそのような与党連立の維持を て重要な意味を持つことになるであろう。 立しやすい特徴が 排除されることの損失が大きいために、 「本の地方政府は、 ある。このような制度配置の下では、 首長に強力な立法権力を認める二元代表制 頻繁に複数の政党が同一の首長候補に推薦・支持を与える相乗り枠 議会内の多数党も、 首長に対する与党連立の維持は、 首長選挙で他の政党と相乗り枠組みを形成 の執政制度を採用しており、 政党行動や議員行動にとっ 首長の議題設定権 組 温みが か 成 5

0)

連立ボーナスを得ることが確認されている

rが増加

す

は

委員会の役職配分に関する比例性に直接の影響を与えるものと考えられる。ゆえに、

どの規模の会派を交渉団体と認めるかといった議会運営ルールの多数主義

第三に、

議会運営ルール

委員会の協議の対象となることがあり、

下のような仮説を導出することができる。 連立の拡大が、 を形成して多数党の役職の寡占を防ぎ、 指す可 能性がある。 多数党による役職の寡占を阻害することが予期される。 また、 議会内の多数党を含まない与党連立が形成された場合には、 連合内でポストを配分することも考えられる。(四) ゆえに、 第二に、 いずれの場合も、 連立与党との関連から、 与党連立内の政党間で連合 多数党外の 以

仮説2 自民党以外の議会内の与党議席率が増加するほど、 正副委員長ポストを占める有効会派数および小会派 の 議

三 議会運営ルールの影響

率が増加する。

ごとに多様性があることは特筆に値するであろう。日本の地方議会の議会運営にあたっては、 方議会ごとに一定程度異なるのである。これと同様に、 体的には、 という記述の形で、 でほぼ同型の会議規則を制定している。ただし、標準会議規則は雛形であるがゆえに、「たとえば条文中の (parliamentary rule) 「交渉団 (地方自治法第一○九条第三項)、そこで事前に意見調整を行うことが一般的であり、 体」と呼ぶ どの規模の会派に各種の議事運営権への関与を認めるか 多数党による役職 の存在について議論したい。 制度運用に関する要件面での裁量を地方議会の自主性に委ねている」(築山二〇一三、九一頁)。 (全国都道府県議会議長会事務局二〇〇九、一三―一四頁)。 の寡占を阻害する第三の要因として、 前述のように、 会派を交渉団体として認める最低所属議員数についても議会 日本の地方議会は、 ――といった議会運営ルールの多数主義 小会派に議事運営権を認める議会運営 委員会の委員の選任案件も、 標準会議規則を雛形として全国 この議会運営委員会の選出会派 議会運営委員会を設置 姓は、 議会運 ルール 具 地

仮説3 占める有効会派数および小会派の議席率が増加する。 の関連から、 交渉団体と認める最低所属議員数が少ない 以下のような仮説を導出することができる。 (小会派にも議事運営権を認める)

四 データと方法

委員会ポストの役職配分における多数ボーナスの存在を探る。ここでは、前節で仮説づけたように、日本の地方議会 の議事運営が、 る従属変数および独立変数を整理した上で、委員会ポストに占める有効会派数と自民党議席率とを比較することで、 本節では、上述の三つの仮説を検証するために用いるデータと、その推定方法について概説する。まず、 議会の多数派に有利な多数主義的特徴を持つことを確認したい。その後、それら多数ボーナスの変動 推定に用

(一) データ

を説明するための推定方法について議論する。

う。 九八七年、 料上の制約から、 本稿で分析対象となるのは、 一九九一年、 具体的には、一九七二年(沖縄県は除く)、一九七五年、一九七七年、一九七九年、一九八三年、 一九九五年、 一九六七年から二〇〇六年までの各改選時の四十七都道府県議会であり、 一九九九年、二○○三年の全一○回四十七都道府県の観測数四六九の標本を扱 依拠する資

と会派別議席率である。 まず、 従属変数となるデータは、 有効会派数は、 常任 院内会派を単位として、Laakso and Taagepera(1979)の方法によって指標 ・特別・法定外委員会の正委員長および副委員長ポストに占める有効会派数

議会ほど、

正副委員長ポ

ストを

りである。

化 心している。 の四党についてデータ化を行っている。 会派別議席率については、全国的 正副委員長の所属会派については全国都道府県議会議長会事務局による かつ通時的な追跡のため、 自民党、 公明党、社会党 (社民党)、 共産

『都道府県議会提要』の資料に基づいた。

推薦・支持の有無を識別するダミー変数も用意している。第四に、仮説3の、 会派別議席数に基づき計算している。また、委員会ポストに占める各会派別議席数を説明するモデルでは、(エラ) もとに現職の都道府県知事に対して推薦・支持を与えた自民党以外の国政政党を識別し、その議席率の合計を前述の 識別するダミー変数を操作化している。第三に、仮説2の自民党を除く与党議席率については、『全国首長名簿』を 合性から分裂を確認できる場合に、それらを自民党会派の分裂状況と定義して、自民党会派が分裂しているか否かを る調」に基づいている。第二に、仮説1の自民党会派の分裂については、「交渉団体に関する調」の中で自民党会派 議席率をデータ化している。変数の操作化は従属変数と同様で、 の資料に基づき各議会の正副委員長のポストの総数をデータ化している。分析に用いる変数の記述統計は、 0) いては、『都道府県議会提要』の資料に基づきデータ化を行っている。なお、 の分裂が明示されている場合、「自民」を含んだ名称の会派が複数存在する場合、 |選出会派の実際の最低所属議員数を当てはめている。最後に、ポスト数を統制する目的で、 次に、独立変数となるデータは、以下の通りである。 第一に、 データも 統制変数として議会全体の有効会派数および会派 『都道府県議会提要』の「交渉団体に関 定めのない議会には、 交渉団体と認める最低所属議員数につ および既存のデータセットとの 『都道府県議会提要』 議会運営委員会 各政党の 表1の通 す 別

□ 委員会の役職配分の多数主義性

日本の地方議会の役職配分の特徴を確認するために、 常任・特別・法定外・全委員会の正副委員長ポストに占める

表 1 記述統計

変数名	観測数	平均	標準偏差	最小値	最大值
有効会派数・全・正委員長	469	1.7441	0.9272	1	7
有効会派数・全・副委員長	469	1.9509	0.9608	1	5.158
自民党議席率・全・正委員長	469	0.7711	0.2335	0	1
自民党議席率・全・副委員長	469	0.7047	0.2477	0	1
公明党議席率・全・正委員長	469	0.0288	0.0596	0	0.3077
公明党議席率・全・副委員長	469	0.0463	0.0816	0	0.6
社会党議席率・全・正委員長	469	0.0798	0.1014	0	0.5
社会党議席率・全・副委員長	469	0.1015	0.1241	0	0.6250
共産党議席率・全・正委員長	469	0.0110	0.0435	0	0.5
共産党議席率・全・副委員長	469	0.0147	0.0448	0	0.2581
有効会派数・議会全体	469	2.5358	1.0269	1.3310	10.5786
自民党議席率・議会全体	469	0.6088	0.1459	0.1463	0.8596
公明党議席率・議会全体	469	0.0560	0.0448	0	0.2333
社会党議席率・議会全体	469	0.1229	0.0807	0	0.4
共産党議席率・議会全体	469	0.0406	0.0412	0	0.2381
自民党分裂ダミー	469	0.0704	0.2560	0	1
自民党単独推薦・支持ダミー	469	0.2644	0.4415	0	1
公明党推薦・支持ダミー	469	0.5075	0.5005	0	1
社会党推薦・支持ダミー	469	0.3859	0.4873	0	1
共産党推薦・支持ダミー	469	0.0832	0.2764	0	1
交渉団体の最低所属議員数	469	4.0490	1.2385	1	8
全・正委員長ポスト数	469	9.6802	2.9512	4	18
全・副委員長ポスト数	469	10.5650	4.7469	4	35

任 位性が際立っている。また、第二に、 均値で六○%の議席を占める) 自民党の らは、 なように、議会の多数派を形成する 率)の平均値は○・六から○・八ほど小 席率)に比べて、委員会の正副委員長ポ 様に平均値を比較している。両方の図 均値を比較したものが、 の正副委員長ポストを比較した場合、 自民党議席率の平均値の比較から明らか きる会派の勢力は少ない。特に、図2の べて、委員会ポストを掌握することがで わち、議会全体の会派構成の分極性に比 さい (一〇%から二〇%ほど大きい)。 すな ストに占める有効会派数 に、 た、図2では、自民党議席率について同 有効会派数と議会全体の有効会派数の平 特別・法定外・全委員会のそれぞれ 議会全体の有効会派数 次の二点の事柄を確認したい。 図1である。 (自民党議席 (自民党議 平 常 第 ま 優 か

図1 有効会派数の平均値の比較

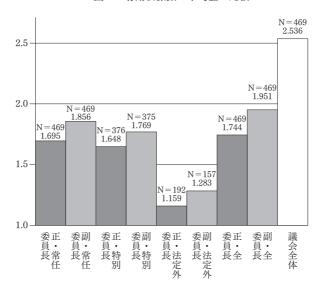
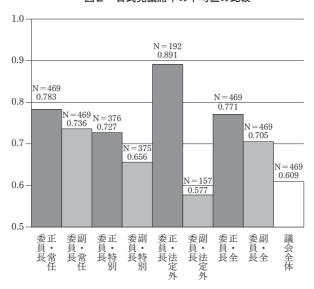


図2 自民党議席率の平均値の比較



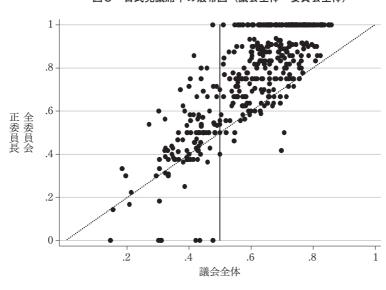


図3 自民党議席率の散布図 (議会全体・委員会全体)

分は、 うに、 される。概して、 員長ポストをすべて掌握する議会が多数現れることも確認 得ていることがわかる。 党会派は議会内での議席率に比べて大きな役職ボーナスを ○から一を結ぶ比例線を示している。 垂直線は議会の過半数を示すもので、 多数派を掌握する勢力に有利な多数主義的な特徴を 大半の議会は点線の上方に位置することから、 日本の地方議会の委員会ポストの役職 議会の過半数を制する頃から、 点線は両方の変数の 図から見てとれるよ

自民

ポストに占める自民党議席率とを比較した散布図である。

議会全体の自民党議席率と全委員会の正委員長

ルで、より明確な傾向が確認されるかもしれない。

それゆえ、

実証分析では、

副委員長に関する推定モ

図3は、

よりも副委員長ポストの方が比例的に会派に配分されやす

のそれよりも大きい

(小さい)。

つまり、

正委員長ポス が、

委員長を占める有効会派数

(自民党議席率)

正委員長

(Ξ) 推定方法

持っていることが明らかであろう。

配

委

本節の最後に、 モデルの推定方法について議論する。 本

	1972-	2003	1972-2003			
枚	有効会	涂派数	有効・	会派数		
	全委員会・	正委員長	全委員会・副委員長			
	Fixed-I	Effects	Fixed-Effects			
thr.	Coef	Robust	Coef	Robust		
×	Coei	Std.Err	Coei	Std.Err		

正副委員長に占める有効会派数の規定要因 表2

	1972	-2003	1972-2003			
従属変数	有効:	会派数	有効会派数			
	全委員会	・正委員長	全委員会・副委員長			
	Fixed-	Effects	Fixed-Effects			
独立変数	Coef	Robust	Coef	Robust		
2000 000 000 000 000 000 000 000 000 00	Coef	Std.Err	Coei	Std.Err		
有効会派数 (議会全体)	0.5973	0.0519 ***	0.4493	0.1101 ***		
自民党分裂ダミー	-0.1872	0.1053 †	-0.1792	0.1781		
与党議席率(自民党除外)	0.3747	0.2360	0.6361	0.1927 **		
交渉団体・最低所属議員数	-0.0606	0.0280 *	-0.0811	0.0271 **		
ポスト総数	0.0088	0.0153	0.0217	0.0179		
定数項	0.3123	0.2204	0.8681	0.2888 **		
年度ダミー	YES		YES			
R-sq: overall	0.7076		0.6386			
Number of obs	4	69	469			
F test that all u_i=0:	F (46, 408) = 5.17 ***		F (46, 408) = 5.47 ***			
Hausman test	chi2(13) = -82.84 -		chi2(13) = 25.88 *			

五.

実証

分析

0 証を行う。 る有効会派数を従属変数とした推定結果である。 モデルも固定効果モデルを報告している。 本節では、 表2は、 上述の 全委員会の正副委員長ポストに 推定方法に基づ 3 実際に仮説 固定効果モ V ず 占 0) n 8 検

た -誤差に 口 バ ス 1 ついては都道府県内のクラスター相関を考慮し 標準誤差を報告している。

会の よって検定し、モデル選択を行うこととする。すべて デルを、 れる 体 は、 稿 と説明変数が無相関であるという仮定の下に一 デ | 乗法を用いる変量効果モデルの三つのモデル が 0) 切片 通常 ルには時間効果を識別するダミー変数を投入し、 用 (浅野・中村二○○九)。本稿では、これら三つの ネ いるデー F検定、 の異質性を考慮した固定効果モデル、 の最小二乗法を用 グデー -タは、 タである。 ハウスマン検定のトーナメント方式 複数年をまたぐ四十七都道府 いる古典的 般にパ ネルデー 回帰モデル、 タ 般化 固定 が の 頩 推 県議 効 定に 最 V 個 の モ 5 小

⁽²⁾ Robust Std.Err. adjusted for clustering on 47 prefectures

デ

ル

0

とは、 員長の 交渉団 事例がそもそも些少であることや、 派に対して役職 に上る たることが重要であろう。 党分裂ダミーの影響は限定的なものに留まっている。 害する傾向にあり、 はそれほど頑強なものとはいえない。 が 員数が大きい議会で、 比例的に配分されやすいこと、 %の二○件であった。 n る の係数は、 仮説2、 両モデルで、 .体の最低所属議員数が小さい議会で、 (表1)。このうち、 (曽我・待鳥二〇〇七、 3と整合的な結果である。 都道府県 の比例按分を行っており、 これは仮説1と非整合的な結果である。 係数のサインは一貫している。 正委員長ポストに占める有効会派数が減少すること、 他の条件を無視すれば、概して、 *"*内 本稿のコード化の方法で、 自民党の分裂会派に常任委員会の正委員長ポストが一議席以上配分された事例は、 補論)。 交渉団体と認める最低所属議員数が大きくなるほど、 独立変数の変化が都道府県 分裂状況をダミー変数として把握することの問題などが、 推定結果からは、 また、 他方で、 仮説1に整合的な観察事実が確認されるようにみえる。 副委員長ポストに占める有効会派数が増加することがわか 副委員長ポストを従属変数とした場合には統計的に有意ではなく、 自民党会派の分裂は、 自民党以外の与党連立の規模が大きいほど、 自民党会派の分裂が認められた事例は、 この結果をどのように解釈できるか。 自民党は多数党としての一体性を保持するために、 自民党会派の分裂が生じており、 ただし、この係数は一○%水準でのみ有意であり、 内, の従属変数の変化に与える影響を示すも 正委員長ポストの比例的な配分をむしろ阻 (二) 自民党以外の与党議席率 役職配分の比例性が弱まるこ まずは、 交渉団 全体の約七% 実証結果を不明瞭 特に副る 自民党会派の分裂 体 実際の事例 受員長 つ 0 最 のと解 が 低 の三三 分裂会 高 正 所 12 ス 12 副 件 民 あ 委 釈

変数とした推定結果である。 首長に対する与党連立に加わることの効果を推定している。 表3は、 全委員会の正副 自民党以外の与党議席率を除外し、 委員長ポストに占める自民党・ 各政党の知事に対する推薦・ 公明党・社会党 なお、 自民党議席率の推定モデルでは、 (社民党)・ 支持ダミー 共産党の 議 席率 を投入する 自民党 を従属

7

いる可能性があり、

推定方法に再検討の余地が残る。

表3 正副委員長に占める会派別議席率の規定要因

	1972-2003		1972-2003		1972-2003		1972-2003	
従属変数	自民党議席率		自民党議席率		公明党議席率		公明党議席率	
	全委員会·正委員長		全委員会·副委員長		全委員会・正委員長		全委員会·副委員長	
	Fixed-Effects		Random-Effects		Random-Effects		Randoi	m-Effects
独立変数	Coef	Robust	Coef	Robust	Coef	Robust	Coef	Robust
独立多数	Coei	Std.Err		Std.Err		Std.Err		Std.Err
政党議席率 (議会全体)	1.1661	0.1048 ***	1.2380	0.0637 ***	0.7940	0.2015 ***	1.3652	0.2557 ***
自民党分裂ダミー	0.0094	0.0327	0.0642	0.0269 *	0.0181	0.0083 *	-0.0115	0.0095
政党推薦・支持ダミー	0.0299	0.0184	0.0590	0.0200 **	-0.0044	0.0072	0.0016	0.0078
交渉団体・最低所属議員数	0.0181	0.0075 *	0.0208	0.0063 **	0.0023	0.0022	-0.0052	0.0029 †
ポスト総数	0.0014	0.0048	-0.0036	0.0024	0.0014	0.0013	0.0009	0.0014
定数項	-0.0251	0.0813	-0.1207	0.0702 †	-0.0354	0.0162 *	-0.0135	0.0188
年度ダミー	YES		YES		YES		YES	
R-sq: overall	0.6677		0.6716		0.5313		0.5572	
Number of obs	469		469		425		425	
F test that all u_i=0:	F(46, 408)=4.77 ***		F(46, 408)=5.37 ***		F(46, 364)=4.66 ***		F(46, 364)=2.06 ***	
Hausman test	chi2(13)=-79.49 -		chi2(13)=12.03		chi2(13)=16.58		chi2(13)=4.66	
(1) ***: p<0.001, **: p<0.01, *:	p<0.05,	†: p<0.1 (2	2) Robust	Std.Err. ad	justed for	clustering	on 47 pre	fectures
	1972-2003		1972-2003		1972-2003		1972-2003	
従属変数	社会党議席率		社会党議席率		共産党議席率		共産党議席率	
	全委員会·正委員長		全委員会·副委員長		全委員会·正委員長		全委員会·副委員長	
	Rando	m-Effects	Rando	m-Effects	Fixed	l-Effects	Random-Effects	
独立変数	Coef	Robust	Coef	Robust	Coef	Robust	Coef	Robust
1出五多数		Std.Err	Coei	Std.Err		Std.Err		Std.Err
政党議席率 (議会全体)	0.8516	0.1268 ***	1.0355	0.1629 ***	0.6305	0.1946 **	0.7756	0.0599 ***
自民党分裂ダミー	0.0350	0.0183 †	0.0147	0.0190	0.0012	0.0045	0.0046	0.0087
政党推薦・支持ダミー	0.0171	0.0089 †	0.0074	0.0114	0.0138	0.0065 *	-0.0017	0.0061
交渉団体・最低所属議員数	0.0002	0.0051	-0.0097	0.0055 †	0.0004	0.0011	0.0004	0.0015
ポスト総数	0.0020	0.0022	0.0041	0.0017 *	-0.0001	0.0007	0.0009	0.0005 *
定数項	-0.0288	0.0386	0.0060	0.0438	-0.0165	0.0117	-0.0283	0.0089 **
年度ダミー	年度ダミー YES		YES		YES		YES	

chi2(14)=13.74

399

chi2(14)=17.36

F(46, 338)=6.58 *** F(46, 338)=4.74 *** F(46, 351)=2.56 *** F(46, 351)=1.65 **

412

chi2(13)=-11.86 -

412

chi2(14)=8.11

Number of obs

F test that all u_i=0:

Hausman test

^{(1) ***:} p<0.001, **: p<0.01, *: p<0.05, †: p<0.1 (2) Robust Std.Err. adjusted for clustering on 47 prefectures

これは表2の推定結果と一貫して、解釈に慎重にならざるを得ない。

る。 本 公明党や社会党(社民党)などの小会派が正委員長ポストを得やすい傾向にある。これは仮説1と整合的な結果であ 0 单 は -独推 他方、自民党会派の分裂が、 各モデルから除外している。 .薦・支持ダミーを用いている点には再度の注を付したい。また、ここでは、 副委員長ポストの自民党議席率を高めるという仮説1と非整合的な結果も導いてお 仮説ごとに推定結果を確認していくと、 まず自民党会派が分裂している議会では、 各政党が議会内に存在しな

会党 認める会派規模が大きいほど、 力を持ちうることがここから推察される。最後に、交渉団体と認める最低所属議員数については、この数が大きい は、 委員長ポストの配分で有利な立場を得ること、社会党(社民党)と共産党が知事与党に加わっている場合には、(②) 員長ポストの獲得に成功しやすい傾向が示されている。これらは仮説2と整合的な結果で、 次に、 自民党が正副委員長ポストの両方で多数主義的な役職配分を行いやすく、 や共産党は与党連立に加わることで多数党から譲歩を得やすいか、 単独で首長の立法権力を存立させる場合に、多数主義的な役職配分を実現しやすいこと、 (社民党) 各政党の推薦・支持ダミーに関しては、 の影響力が低下することが示されている。 多数主義的な役職配分が行われやすいことがわかる。 自民党が知事に対して単独で推薦・支持を与えている場合には これらは仮説3と整合的な結果で、 あるいは、 副委員長ポストに関して、 会派連合によって役職配分に影響 多数派を形成する自民党 他方で、社会党 議事運営権への関与を 公明党や社 (社民 正 ほ 委 副

六 結 論

実証的に明らかにすることを試みてきた。特に議会の議事運営権を統制する多数党の影響と、 本稿では、 日本 'n 地 方議 会の役職配分のメカニズムを、 長期にわたる四十七都道府県議会の 二元代表制の執政制 パ ネルデー タを用 度 7

たとえば、

が 多数党や連立与党の選好に応じて配分されていることを示してきた および小会派に議 『事運営権への関与を認める議会運営ルールの影響に着目し、 日本の地方議会内の役職

配分

状況を変数 例的な役職配分が実現されやすいことなどが明らかになった。 に対する与党連立の拡大によって譲歩を迫られやすいこと、また小会派にも議会運営権の関与を認める議会では、 寡占を伴う多数主義的な議事運営が行われていること、 0) 実証結果に疑問が残る。 本稿の実証分析からは、 の操作化に反映するなどの追加的な分析が必要といえる。 自民党会派が分裂する事例は全体の約七%と少なく、 日本の地方議会では、 自民党一党優位の政党システムを背景として、 他方、 一方で、 そのような自民党の多数ボーナスは、 多数会派である自民党の分裂については、 それらの事例の整理や、 自民党による役職 地方政府の首長 会派の分裂 比 そ 0

党システムのもとで、 その 関 に McCubbins 1993) 議会内組織)役職配分を検証した点に新規性がある。 する研究については、 おける連立与党の影響に関する実証結果が、 以上の実証結果から、 理論的 の役職配分について三つの仮説を検証してきたが、 実証的知見の蓄積が進んできたといえるが、 P, 多党制を含んだ議院内閣制・半大統領制のヨー 特に首長に対して強力な議題設定権を認める二元代表制 本稿は、 厳格な二大政党制を前提とした大統領制 既存研究に対していかなる理論的含意を導くことができるであろうか。 特に重要な理論的含意を持つと考えられる。 この点、 比較議会研究の観点では、 本稿は、 口 の議会であるアメリカ連邦議会 ッパの諸議会 日本の地方議会という、 大統領制の議会における議会内組 (e.g. 第二の仮説 Carroll 2013) 議会内組織 を中心として 党優位制 Ó (e.g. Cox and 役職配 本稿では、 大統領制下 分に 0) 政

せ 議会の合理性が議会内組織の構成を規定する点が強調されることになる。 アメリカ連邦議会のように、 議院全体 (e.g. Krehbiel 1991) 多数党 (e.g. Cox and McCubbins 1993) 他方で、 0) いず 議院内閣制 れの役割に着目する 半大統領制 個 0

執政府の長に対して相対的に自律的な議会を対象とした場合、

議 員

人

される与党連立を維持するために、

議会内組織の役職配分が戦略的に利用されうる

立

によって存立する連立大統領制

(coalitional presidentialism)

における立法過程のメカニズムに関して理論的

以上のように、

大統領の立法権力が議

会

の与党連 実証

的

存

すなわち、

議院内閣制

半大

領制

の多党連立政権と類似した立法過程が現出しうるのである。

知

見を提供したところに本稿の貢献があるといえよう。

選戦略にとってきわめて重要な意味を持つような制度的特徴を有する場合には、 議会であっても、 議会を対象とした場合、 本稿で明らかになったことには、 首長に強力な議題設定権が認められており、 執政権を統制する政権の合理 執政府の長と議会とが異なる選挙によって選出される大統領制 性 から議会内 それゆえ首長の立法権力への関与が、 組 織 の構 首長選挙での支持関係を通じて形成 成が説明されることになる 議員や政党 0) 再

る。 党や連立与党の選好に応じて政策領域のポストを割り当てるなどの、 与党連立の存立維持の 分されるのかといっ 指 研究のように会派を標本単位とした分析とはなっていない。 標を用いて、 のような影響を及ぼしうるのかなどは依然明らかではない。 これらの点については、 わりに、 地方議会の委員長ポスト 本稿の課題について述べる。 委員会のポスト全体の た、 ために戦略的に運用されていることが示されたわけであるが、 委員会の政策領域の相違については分析の説明から除外されてい 今後の研究の課題としたい。 が、 議事運営権を統制する多数党の一体性や、 配分状況を把握したために、 第一に、 本稿の実証分析は改選議会を標本単位とするもので、 それゆえ、 第二に、 どのような委員会のポストがどのような会派 政策資源の配分にも関心を持つものと考えられ 特に、 本稿では、 国政政党以外の地方会派が 首長の議題設定権に影響を与えうる 有効会派数や会派別議席率な その ような戦略的運用 る。 本稿の実証分析か 役職配 多く は、 ò どの 分に 5 既

数

は

配

- 〔謝辞〕本稿は、二○一四年度日本政治学会・研究大会(早稲田大学)での報告をもとに加筆修正したものである。 七年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費:課題番号 12J02974)の助成を受けたものである。 して感謝申し上げたい。もちろん、本稿の誤りはすべて筆者の責任に帰せられるものである。また、 討論を務めて頂いた中谷美穂先生(明治学院大学)、鎌原勇太先生(横浜国立大学)から貴重なご意見を頂いた。 本稿は、 報告に際し
- 1 たとえば、 日本の国会研究でしばしば確認されるように(川人二〇〇五、 第四章:増山二〇〇三:福元二〇〇七)、どの
- 政党が委員長を統制するのかが、委員会に付託される議案の成否を左右することなどが考えられよう。
- 後述するように、資料上の制約から分析で使用するのは一九七二年から二〇〇三年までの四十七都道府県議会のデータで
- 3 ように、委員長に対して、広範な議事運営権が与えられている一方、副委員長に対しては、委員長が不在の場合の職務代行 (第九条)が認められている限りである。副委員長を占めることの議会活動上の意義については、今後の検討が必要である。 この点、委員会の副委員長が、議事運営においてどのような役割や機能を有しているのかは判然としない。ここで述べた
- (4) 『朝日新聞』二〇〇八年五月二八日朝刊、群馬全県。
- 5 委員長ポストを確保する目的で、特別委員会が常設化・増設されるという事態を問題視する議論もある
- 6 デオロギー的にも地理的にも多数党をよりよく代表したものになることが予期される(Evans 2009, pp. 406-412)。 せるための存在であると理解され、ゆえに、各委員会のメンバー構成は、議院の全体を代表したものとなることが予期され によって構成されることが予期される。一方、情報理論では、委員会制度は、政策的帰結に関する情報の不確実性を減少さ 因を満たすための存在であると理解され、ゆえに、各委員会は、特定の政策領域について極端な選好や高い需要を持 アメリカ連邦議会の委員会研究の歴史については、Evans(2011)を参照。分配理論では、 また、党派理論では、 委員会運営に関して多数党のリーダーシップの重要性が強調され、ゆえに、委員会の構成は、イ 委員会制度は、 議員の選挙誘
- 任する府県は一八である(全国都道府県議会議長会事務局二〇〇九)。 二○○七年七月一日時点の調査では、常任委員会について、正副委員長を委員会で互選する都道府県は三○、本会議で選
- 8 ただし、 Carroll (2013) の研究上の主眼は、連立政権下において委員会の委員長ポストが執政権をバランス化するために

能性がある。 的な分析を報告しないが、日本の都道府県議会においても、多数党である自民党が他の会派に委員会のポストを譲歩する場 用されている― 同一委員会の委員長と副委員長を同時に譲歩するケースは些少にみえる――つまり、立法権力をバランス化している また委員長ポストの配分全体についても不遇な立場に置かれやすいことを示すことにある。 ―ゆえに、極端な政策位置を持つ与党は、その政党が持つ閣僚ポストと同一政策領域の委員長ポストを配 本報告では体系

- 9 相乗り枠組みの成立については、 河村 (二〇〇八)、名取 (二〇〇九)を参照
- $\widehat{10}$ にている (辻二〇〇六)。 既存の地方政治研究では、 知事与党がしばしば議員提出議案の議案提出主体として会派連合を形成することが知ら
- $\widehat{11}$ 計算方法は、 各会派の議席率(正副委員長ポストの占有率) の二乗の逆数の合計である。
- $\widehat{12}$ be-u.ac.jp/~ksoga/ksoga/JLP.html (2012/9/21)。なお、自民党会派が分裂している場合の自民党議席率については、 席率に算入してい 派別議員数データを適宜参照している。データは、以下の曽我謙悟氏の個人HPからダウンロードした。http://www2.ko-ただし、どの会派をどの政党の会派とみなすかに関しては、 自民党として識別されている会派、 あるいは、そのような識別がされていない場合には、最大の自民党会派を自民党議 曽我謙悟氏・待鳥聡史氏が公開している 『朝日年鑑
- 13 たとえば、自由民主党の議員数の欄に注が付され、その会派別の内訳が示されている場合がある。

具体的には、

この公開のデータでは、「自民党とそれ以外の政党の勢力の比が政策に及ぼす影響を分析すること」 を目的として、自民党議席数については、自民党の各会派の議席数の合計が与えられている。本稿で用いる資料と相互 複数会派の議席数の合算が認められた場合には、合算されている会派を分裂会派として扱った。 (曽我二〇一一、一四三

曽我謙悟氏・待鳥聡史氏が公開している『朝日年鑑』等の会派別議員数のデータとの整合性を利用している。

- 15 八HPからダウンロードした。 データの作成にあたっては、 砂原庸介氏が公開しているデータセットを加工利用した。データは、 $http://www.geocities.jp/yosuke_sunahara/data/data.html~(2012/9/21)\,^{\circ}$ 以下の砂原庸介氏の個
- 16 自民党に関しては単独推薦・支持を識別するダミー変数を用意している。
- 17 員数を当てはめている。 そのような標本は、 全体で一五を数える。また、申合せや協議により特例を認めている場合には、 その特例の最低所属議

Ⅱ、一二三一一四六。

- 18 る有効会派数が小さくなるのは当然である。 もちろん、議会全体の議席数に比べて、委員会のポストの数は少ないので、議会全体に比べて委員会の正副委員長を占 法定外委員会の数の少なさに起因する。後の多変量解析では、この点を委員会のポスト数を統制することで考慮してい たとえば、法定外委員会の正副委員長に占める有効会派数が際立って小さいの
- 持っており、また、その統計的な有意水準は○・一一九と一○%水準に近い。 ただし、 正委員長ポストに占める有効会派数を従属変数としたモデルにおいても、 自民党以外の与党議席率は正 の係
- の係数を持っており、また、その統計的な有意水準は○・一一二と一○%水準に近い。 ただし、 正委員長ポストに占める自民党議席率を従属変数としたモデルにおいても、 自民党の単独推薦・支持ダミーは

参考文献

浅野一弘(二〇〇四)『現代地方自治の現状と課題』同文舘出版。浅野皙・中村二朗(二〇〇九)『計量経済学[第二版]』有斐閣。

大森彌(二〇〇二)『新版 分権改革と地方議会』ぎょうせい。

川人貞史(二〇〇五)『日本の国会制度と政党政治』東京大学出版会。

河村和徳(二〇〇八)『現代日本の地方選挙と住民意識』慶應義塾大学出版会。

砂原庸介(二〇一〇)「地方における政党政治と二元代表制― -地方政治レベルの自民党「分裂」の分析から―

サン』四七:八九一一〇七。

全国都道府県議会議長会事務局編(一九六九―二〇〇九)『第一―一一回 都道府県議会提要』。

曽我謙悟(二〇一一)「都道府県議会における政党システム――選挙制度と執政制度による説明: ─」『年報政治学二○一一─

曽我謙悟・待鳥聡史 (二〇〇七) 『日本の地方政治-地方自治総合研究所編(一九七四―二〇〇七)『全国首長名簿 一九七四年版―二〇〇六年版』。 ―二元代表制政府の政策選択-——』名古屋大学出版会

辻陽 (二○○六) 「地方議会の党派構成・党派連合─ (二〇一三)「地方議会の審議時間-会期日数・委員会開催日数の規定要因― ―国政レベルの対立軸か、地方政治レベルの対立軸か― ——」『公共選択』五九:八六—一〇九。 --」『近畿大学法

- 学』五四(二):二三七—二九三。
- 名取良太(二○○九)「「相乗り」の発生メカニズム」 『情報研究』三一:六七─八六。
- 福元健太郎(二〇〇七)『立法の制度と過程』木鐸社。
- 増山幹高(二〇〇三)『議会制度と日本政治 ―議事運営の計量政治学――』木鐸社
- 八木欣之介・小笠原春夫編(一九九〇)『実務地方自治法講座五巻 議会』ぎょうせい。

馬渡剛(二○一○)『戦後日本の地方議会──一九五五~二○○八──』ミネルヴァ書房。

- Carroll, Royce. 2013. "Coalitions, Cabinets and Committees," Paper prepared for 71st Annual Meeting of the Midwest Political Science Association
- Cox, Gary W. and Matthew D. McCubbins. 1993. Legislative Leviathan: Party Government in the House. University of California

Evans, C. Lawrence. 2011. "Congressional Committees," Eric Schickler and Frances E. Lee eds. The Oxford Handbook of the

- Krehbiel, Keith. 1991. Information and Legislative Organization. University of Michigan Press American Congress. Oxford University Press: 396-425
- Laakso, Markku, and Rein Taagepera. 1979. "The 'Effective' Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,"

Comparative Political Studies, 12(1): 3-27.

- Laver, Michael and Norman Schofield. 1998. Multiparty Government: The Politics of Coalition in Europe. The University of Michi-
- Shepsle, Kenneth A. 1978. The Giant Jigsaw Puzzle: Democratic Committee Assignments in the Modern House. University of Chicago Press
- Thies, Michael F. 2001. "Keeping tabs on partners: The logic of delegation in coalition governments," American Journal of Political Science, 45: 580-598

築山 宏樹 (つきやま ひろき)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

日本学術振興会特別研究員(DC1)

慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程 日本政治学会、公共選択学会

所属学会 最終学歴 専攻領域

政治過程論